

死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書の記載要領等

- 1 表題の下には、確定申告書に記載した課税期間の開始年月日及び終了年月日を記載します。
- 2 「2 事業承継の有無等」欄は、事業承継がある場合に記載をします。なお、「事業承継の有無」欄は、事業承継がある場合には「1」を記載し、事業承継者の住所又は居所、氏名及びその他参考となる事項等を記載します。
- 3 「3 相続人等の代表者の指定」欄には、代表者を指定する場合にその代表者の氏名を記載します。
- 4 「4 限定承認の有無」欄には、相続人等が限定承認しているときは「1」を記載します。
- 5 「5 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額」欄は、次のとおり記載します。
 - (1) 申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額②⑥」欄の金額がプラスとなる場合（納付税額がある場合）には、この付表の「納める消費税及び地方消費税の合計額」欄の①欄にその金額を記載するとともに、消費税と地方消費税の内訳金額をそれぞれ「①のうち消費税」及び「①のうち地方消費税」欄に記載します。
 - (2) 申告書の「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額②⑥」欄の金額がマイナスとなる場合（還付税額がある場合）には、この付表の「還付される消費税及び地方消費税の合計額」欄の④欄にその金額を記載するとともに、消費税と地方消費税の内訳金額をそれぞれ「④のうち消費税」及び「④のうち地方消費税」欄に記載します。

(注) 消費税の内訳金額の計算は、申告書の「納付税額①」－（「控除不足還付税額⑧」＋「中間納付還付税額⑫」）の算式によります。
また、地方消費税の内訳金額の計算は、「納付譲渡割額⑫」－（「譲渡割額・還付額⑬」＋「中間納付還付譲渡割額⑭」）の算式によります。
- 6 「6 相続人等の納める消費税及び地方消費税の額又は還付される消費税及び地方消費税の額」欄は、次のとおり記載します。

なお、一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記載してください。

 - (1) 相続人等の「住所又は居所、氏名、個人番号、職業及び続柄、生年月日、電話番号」欄
各相続人の住所又は居所、氏名、個人番号、職業、被相続人との続柄、生年月日及び電話番号をそれぞれ該当欄に記載します。
 - (2) 「相続分⑦」欄
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「1」を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「2」を記載の上、その割合を記載します。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほか包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を記載してください。
 - (3) 「相続財産の価額⑧」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記載します。

なお、相続財産についてまだ分割が行なわれていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（⑦欄に記入されている各人の割合）を乗じて計算した金額をそれぞれ記載してください。
 - (4) 「各人の納付税額⑨～⑪」欄
上記5の(1)の「納める消費税及び地方消費税の合計額①」欄の金額がある場合に記載する欄です。

「納める消費税及び地方消費税の合計額①」欄の「①のうち消費税②」欄の金額及び「①のうち地方消費税③」欄の金額に各人の相続分（⑦欄に記載されている各人の割合）を乗じて計算したそれぞれの金額（100円未満の端数は切り捨てます。）を「消費税〔②×⑦〕⑨」欄及び「地方消費税〔③×⑦〕⑩」欄に記載します。
 - (5) 「各人の還付税額⑫～⑭」欄
上記5の(2)の「還付される消費税及び地方消費税の合計額④」欄の金額がある場合に記載する欄です。

この欄には、「還付される消費税及び地方消費税の合計額④」欄の「④のうち消費税⑤」欄の金額及び「④のうち地方消費税⑥」欄の金額が、相続人や包括受遺者の協議などにより分割されているときはその分割により請求できる還付金額を記載し、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて計算した金額（1円未満の端数は切り捨てます。）を「消費税〔⑤の分割額〕⑫」欄及び「地方消費税〔⑥の分割額〕⑬」欄に記載します。

(注) 相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この明細書とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要になります。
 - (6) 「還付される税金の受取場所」欄
「納付（還付）税額の計算」欄の「各人の還付税額」欄に記載がある場合に記載する欄です。

この欄には、還付される税金の受取りに当たって、

 - ① 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号

を該当する項目に記入してください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

（注） ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

- この明細書の控えを保管する場合には、その控えには各相続人の個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

この明細書を提出した場合には、「個人事業者の死亡届出書」の提出があったものと取り扱われます。